

○ 千葉工業同窓会旅費規程

千葉工業同窓会旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、千葉工業同窓会規約第9条に基づき、本部役員の旅費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(旅費の支給)

第2条 本部役員が会議等に出席した場合には、当該役員に対し、第3条の規定による旅費を支給する。ただし、特別の事情がある場合は、会長の判断によるものとする。

(旅費の種類)

第3条 旅費の種類は、交通費（JR、私鉄、モノレール、バス等の公共交通機関の運賃、自家用車及びタクシーの車賃）及び宿泊費とする。

2 公共交通機関利用の場合は、目的地までの最短路程に応じた往復旅客運賃を支給する。

3 自家用車使用の場合は、車賃単価20円/kmに目的地までの往復走行距離を乗じた額の車賃を支給する。

4 タクシーの利用は、他の交通機関の利用が不可能か又は極めて困難な場合に限定するものとし、領収書をもって車賃を支給する。

5 宿泊費は、1泊につき7,500円を上限とし、領収書をもって実費を支給する。

(旅費の計算)

第4条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により計算する。

(旅費の請求)

第5条 旅費の支給を受けようとする者は、必要な書類（旅費精算書及び領収書等）を添えて、事務局へ提出しなければならない。

2 概算旅費仮払いを受けようとする者は、旅費概算書を添えて、事務局へ提出しなければならない。

3 概算旅費仮払い額は、概算額の80パーセントを上限とする。

(規程の改正)

第6条 この規程を改正しようとするときは、常任幹事会の議決を経るものとする。

附 則

この規程は、平成23年5月31日から施行する。ただし、平成23年度における未精算の旅費については、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月13日から施行する。(第1条一部改正、第2条削除、第3条、第4

条、第5条及び第6条を1条ずつ繰り上げ、附則第2項を本則第6条に移行)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。(第3条第2項、第3項及び第4項の一部変更)